

栃木県感染症予防計画



令和 6（2024）年3月改定

栃木県

栃木県感染症予防計画



令和6（2024）年3月

～県民の生命と健康を守る～

感染症は、天然痘やペストなど、古くから我々の生命と健康を脅かしてきました。近年は、気候変動や新興国等における都市化・人口密度の増加等により動物等を媒介とする感染症のリスクが増大しています。

加えて、グローバル化の進展により新たな感染症の脅威が世界中に拡散され、国内でも、平成21(2009)年の新型インフルエンザ(A/H1N1)、平成26(2014)年のデング熱といった感染症が発生しました。

こうした感染症をめぐる状況の変化に対応するため、本県では、平成30(2018)年3月に「栃木県感染症予防計画」を改正するなど、総合的かつ計画的な感染症の予防対策を推進して参りました。

そのような中、令和元(2019)年12月に中国で発生した新型コロナウイルス感染症は、世界中に感染が拡大し、多くの方の命が失われるとともに、県民生活や地域経済が先の見えない不安や危機に陥るなど、県民の生命や健康、生活の安定に対して大きな脅威となるものでした。

県といたしましては、県民の生命と健康を守ることを第一に、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、感染状況を踏まえた臨機応変な対策を講じて参りました。最前線で御尽力いただいた医療従事者の皆様をはじめ、御理解と御協力をいただいた県民や事業者、市町、団体等の皆様には、改めて心から御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症への対応において明らかとなった課題を踏まえ、新たな感染症危機に迅速かつ適確に対応するため、本計画の全面的な改定を行い、感染症対策の一層の充実を図ることといたしました。今後は、本計画に基づき、「感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制」、「速やかにかつ継続して必要な医療支援等を提供できる体制」及び「迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制」の3つの体制により、感染症から県民の生命と健康を守る各種施策を積極的に展開して参りたいと考えておりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の改定に当たり、貴重な御意見、御提言等を賜りました栃木県感染症対策連携協議会の委員の皆様をはじめ、関係機関や県民の皆様方に心から御礼申し上げます。

令和6(2024)年3月



栃木県知事 福田 富一

目 次

■ はじめに	・・・ 1
第1章 ■ 総 論	
第1 計画の策定	・・・ 2
第2 計画の位置づけ	・・・ 2
第3 感染症の予防の推進の基本的な方向	・・・ 3
第4 計画推進に当たって果たすべき役割	・・・ 4
第5 計画の推進体制	・・・ 7
第2章 ■ 各 論	
第1節 感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制	
第1 感染症の発生予防のための施策	・・・ 8
第2 感染症のまん延防止のための施策	・・・ 11
第3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに人権の尊重に関する施策	・・・ 14
第4 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策	・・・ 15
第5 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	・・・ 16
第2節 速やかにかつ継続して必要な医療支援等を提供できる体制	
第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する施策	・・・ 18
第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する施策	・・・ 26
第8 宿泊施設の確保に関する施策	・・・ 26
第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する施策	・・・ 27
第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針	・・・ 29
第3節 迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制	
第11 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する施策	・・・ 30
第12 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する施策	・・・ 31
第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する施策	・・・ 33
第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する施策	・・・ 35
医療提供体制等の確保に係る数値目標	・・・ 37

< 参考資料 >

■ 栃木県感染症予防計画体系図

■ 感染症の主な流行及び感染症法の主な改正

感染症法の対象となる疾患の概要

分類	実施できる措置等	分類の考え方	指定方法
一類感染症 [エボラ出血熱、ペスト等] (疑似症患者、無症状病原体保有者も適用あり)	・対人:原則入院 ・対物:消毒等の措置 (例外的に、建物への措置、交通の制限等の措置もあり)	・人から人に伝染する疾患であること ・その感染力と罹患した場合の病態の重篤性から危険性を判断	法律
二類感染症 [急性灰白髄炎、結核等] (一部、疑似症患者も適用あり)	・対人:状況に応じ入院 ・対物:消毒等の措置		
三類感染症 [コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症等]	・対人:特定職種への就業制限 ・対物:消毒等の措置		
四類感染症 [E型肝炎、A型肝炎、Q熱、エムボックス、レジオネラ症等]	・動物への措置を含む消毒等の措置	・動物、物件を介して人に感染する疾患であること ・国民の健康に影響を与えるおそれあり	法律例示 + 政令
五類感染症 [インフルエンザ、後天性免疫不全症候群等]	・国民や医療関係者への情報提供によって発生・拡大を防止すべき感染症	・国民の健康に影響を与えるおそれあり	法律例示 + 省令
新型インフルエンザ等感染症 [新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型新型コロナウイルス感染症]	二類感染症相当の措置を実施するとともに、政令により一類感染症相当の措置も可能とする。また、発生及び実施する措置等に関する情報の公表、感染したおそれのある者に対する健康状況報告要請・外出自粛要請、都道府県知事からの経過の報告、検疫所長との連携強化を行う。	・全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの ①新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ②再興型インフルエンザ・再興型コロナウイルス感染症 かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの	法律 (②は告示)
指定感染症 (1年間に限定した指定) (疑似症患者、無症状病原体保有者も適用あり)	既知の感染症のうち、一～三類に分類されない感染症について、一～三類感染症に準じた対人、対物措置を実施する(適用する措置は政令で限定)。	・既知の感染症であること ・一～三類感染症と同程度の危険性を有すること	政令
新感染症	・当初:都道府県知事が厚生労働大臣の指導・助言を得て又は指示を受けて応急対応する感染症	厚生労働大臣が都道府県知事に対し、対応について個別に指導・助言を行う。	当初は厚生労働大臣の指導・助言及び指示 ↓ 政令
	・感染症の特定が可能となった段階:政令による指定を行い対応する感染症(要件は随時見直し)	一類感染症に準じた対応を行う。	

厚生労働省健康局結核感染症課・監修「詳解 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 四訂版」(中央法規出版株式会社)から抜粋したものを令和3(2021)年2月3日公布「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)」に伴う改正内容(新型コロナウイルス感染症の法的位置づけに関する改正)を踏まえ一部修正

栃木県感染症予防計画において用いる主な略称

略称	正式名称・意味など
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
本計画	栃木県感染症予防計画
基本指針	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)
行動計画	栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画
保健所	県西、県東、県南、県北、安足保健所及び宇都宮市保健所
衛生研究所	栃木県保健環境センター及び宇都宮市衛生環境試験所
連携協議会	栃木県感染症対策連携協議会
新型コロナ	令和2年2月1日に指定感染症として指定され、令和3年2月13日から令和5年5月7日まで新型インフルエンザ等感染症に位置づけられたコロナウイルスによる感染症
新興感染症	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
他県等	他の都道府県、政令市及び特別区
新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間	感染症法第36条の2第1項に規定する新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間
検体等	患者の検体又は当該病原体
感染症情報センター	栃木県感染症情報センター
公的医療機関等	感染症法第36条の2第1項に規定する公的医療機関等

■はじめに

明治30(1897)年の伝染病予防法制定以来、感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化等により著しく変化した。

その一方で、感染症の患者等の人権を尊重し、積極的な情報の公表や厳格な手続きが確保された透明で公正な行政が求められたことから、平成11(1999)年4月に伝染病予防法が廃止され、新たに感染症法が施行された。

本県においては、感染症法の規定に基づき、平成12(2000)年2月に本計画を策定し、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、保健所を地域における感染症対策の中核的機関として位置づけるとともに、予防に重点をおいた県民への普及啓発など、時代に即した対策を積極的に推進してきた。

また、平成21(2009)年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応を踏まえ、平成24(2012)年に特措法が制定されたことに伴い、本県において、平成25(2013)年11月に行動計画を策定するなど、新型インフルエンザ等対策を推進してきた。

そのような中、令和2(2020)年からの新型コロナの流行は、瞬く間に全世界で感染が拡大し、以降も短期間で変異と拡大を繰り返すなど、多くの国で公衆衛生上の危機に直面することとなった。

本県においても例に漏れず、延べ42万人余(令和5(2023)年5月7日現在)の感染者が発生するなど、県民の生命と健康が脅かされ、外出自粛や飲食店等への休業要請、学校等の臨時休業など、日々の生活にも新型コロナは大きな影響を及ぼした。

この間、本県では、病院や診療所等の医療関係者をはじめ、多くの関係者の協力・尽力のもと、確保病床の拡充や発熱外来の充実・強化に取り組むとともに、宿泊療養施設の確保や保健所の体制強化を図るなど、可能な限り社会経済活動を維持しながら必要な保健・医療が提供できるよう取り組んできた。

こうした新型コロナ対応を踏まえ、令和4(2022)年12月に感染症法が改正され、平時から都道府県と医療機関がその機能や役割に応じた協定を締結し、新興感染症の発生及びまん延時に初期の段階から医療を提供できる仕組み等が法定化されるとともに、国は令和5(2023)年5月に基本指針を改正した。

今般、新型コロナ対応の課題を踏まえるとともに、感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応し、感染症から県民の生命と健康を守る施策を積極的に推進するため、「栃木県感染症予防計画」を全面的に改定するものである。